

令和6年度第2回武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会 会議要録

日 時：令和6年11月5日（火） 午後1時30分から3時まで
場 所：武蔵野市役所西棟 411会議室
出席委員：7人

会議内容の要点

次のとおり（ただし、議事の概要を記載した要点筆記とする。）

1 議事

(1) 令和6年度第1回武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会会議要録（案）について
[事務局が作成した原案のとおり確定することとした。]

(2) 令和6年度の開示等状況について（令和6年4月～9月分）

[事務局より、令和6年4月から9月までの行政文書の開示等の状況について、資料に基づき、請求件数、請求に対する決定区分ごとの決定件数及び開示決定期限の延長を行った開示請求について説明を行った。その後、次のとおり質問があった。]

【委員】 資料中の「開示の方法」が空欄になっている箇所がいくつかありますが、これはどのような理由で空欄となっているのでしょうか。

【事務局】 資料中に、請求日、開示決定日、開示日とそれぞれ記載する部分がありますが、このうち開示日の記載がないものがあります。これは、窓口交付を希望されている開示請求のうち、開示請求者が交付を受けるための来庁をしておらず、開示対象行政文書を交付できていないということです。そのため、当該開示請求については開示自体を行っていないため、「開示の方法」に記載がなく、空欄となっています。

【委員】 承知しました。自治体によっては、開示請求をしたままその後受け取りに来ないという事案もあると聞きますが、武蔵野市ではどうでしょうか。

【事務局】 あまり件数は多くないですが、保有個人情報の開示請求と合わせて、年間10件程度はあります。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

【会長】 ほかの委員はいかがでしょう。ちなみに、交付前の開示対象行政文書に係るコピー代等は、既に開示請求者からいただいているのでしょうか。

【事務局】 開示対象行政文書を交付した時点でコピー代等をお支払いいただいているので、未受領です。なお、郵送交付の場合は、事前に送付した納入通知書により手数料やコピー代をお支払いいただけてから開示対象行政文書を送付しています。

閲覧し必要なものだけ交付というものについては、極端な例として、大量の開示対象行政文書のうち5枚だけ交付するような場合には、実際に交付した5枚分のコピー代のみを徴収することになります。

[続いて、事務局より、令和6年4月から9月までの保有個人情報及び特定死者情報の開示等の状況について、資料に基づき、保有個人情報については開示請求のほかに訂正請求があったこと並びに保有個人情報及び特定死者情報に係る請求件数及び請求に対する決定区分ごとの決定件数について説明を行った。その後、次のとおり質問があった。]

【委員】 資料中の不開示決定の案件の「文書不存在」とは、どのようなことを意味しているのでしょうか。

【事務局】 主に住民票の写しの申請書等が該当する場合がありますが、本人の保有個人情報の開示請求ではあるものの、本人になりすまして申請があったかどうかを確認したい等の趣旨で開示請求をされることがあります。そのため、本人以外の請求がなかった場合には、そのような申請に係る申請書自体がないため、文書不存在という決定内容となります。

【委員】 承知しました。住民票そのものはあるということですね。

【事務局】 そのとおりです。

【委員】 そもそも住民登録されていないから文書不存在となったのかと思いましたが、意味がよくわかりました。

[その後、事務局より審査請求の状況について、資料に基づき、事案の概要、処理経過、情報公開・個人情報保護審査会への諮問に対する答申及び裁決の概要等について説明を行った。]

(3) CIMコラムについて

[事務局より、令和6年7月以降のCIMコラムの掲載状況について、資料に基づき報告を行った。その後、CIMコラム掲載テーマ案について、資料に基づき説明を行い、その後次のとおり質問があった。]

【会長】 まず、事務局から、戸籍法の改正と自治体情報システムの標準化という2つのテーマ案の提示がありましたが、いずれも11月以降のテーマとして採用ということでしょうか。

[全委員からの同意あり]

【会長】 それでは、事務局で掲載時期を検討し、掲載いただければと思います。

続きまして、事務局提案以外の委員の皆様からのテーマ案がありましたら提案をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

まず、私から1つ提案したいと思います。市ホームページに、最近「**手続ガイド**」というメニューが掲載されることとなり、市民が窓口等に様々なことを確認しに行く際には、あらかじめ**手続ガイド**を使うことにより、窓口の混雑状況や適切な手続窓口等を把握することができるようです。そのような新しいナビゲーションが導入

されたと認識していますが、その手続ガイドを使ってみた、というような内容を記事化できないかと考えました。

また、これまで選挙が実施される前に、投票時間の延長等のトピックスがあった際には掲載をした実績があります。選挙が行われる前でない際には、選挙啓発を目的として掲載した実績もありましたが、最近はあまりないという認識です。令和7年度には参議院議員選挙と都議会議員選挙の実施が想定されているため、何か選挙絡みのテーマのものがあったとしてもよいと考えました。

ただし、単なる啓発では掲載テーマとして面白くないと思われるため、もし可能であれば、国政選挙である参議院議員選挙、東京都の議員を選挙する都議会議員選挙のいずれについても、実際の事務事業は武蔵野市の選挙管理委員会が行っている、というような話を膨らませて記事化できたら面白いのではないのでしょうか。

いずれの選挙も武蔵野市の選挙管理委員会及び市の職員がほぼ総出で事務を行うこととなりますが、その費用負担等の仕組みと選挙啓発も含めて掲載テーマとし、来年の選挙の実施前に掲載できないか、と提案するものです。

【事務局】 「手続ガイド」について詳細を把握していませんでしたが、ただ今、ホームページ上の「手続ガイド」を見た限り、おそらく市民の方が何らかの手続を行うにあたって、なるべく負担がないようスムーズにオンライン等で手続をしていただくことがその目的であるように思われます。

昨年度掲載した自治体DXに関連している部分もあるかと思いますが、市としてDXを積極的に進めているという認識がありますので、テーマ案としては、広く「手続ガイド」とするのか、又は特定の1つの手続に絞るような形でも面白いと思われれます。いずれにしても、テーマ案としては適切であると事務局として捉えています。

2つ目の選挙に関するテーマ案については、選挙啓発の観点や具体的な事務について、どこまで記事化できるかは選挙管理委員会事務局に確認してみないとわからない部分があります。選挙については、非常にセンシティブな内容もあると思われるため、掲載する記事の詳細については選挙管理委員会事務局と調整を行う必要があるかもしれません。

また、選挙実施の時期に合わせて掲載するということになると、事務体制上の都合ではありますが、本来業務に係る労力が膨大となるため、どこまで本来業務を圧迫せずに取材対応をしてもらおうかということも気になります。

一方で、単に掲載時期を考慮せず、選挙全般に関する啓発ということであれば、選挙実施の有無にかかわらず、取材対応を引き受けてもらえることができるようにも思うところです。

【会長】 他の委員の方々はいかがでしょうか。

【委員】 ごみの分別、特に有害ごみの分別について、以前は電池やスプレー缶くらいしかなかったという認識ですが、現在はリチウムイオン電池やそれを組み込んだ電子機器、携帯電話、スマートフォン等の様々なものがあるように思います。そのようなものは有害ごみと分類はされていますが、回収後、どのような処理をされているの

かあまりイメージができません。例えば、電子機器についても、分解してバッテリーの部分だけを取り出してリサイクルする工程までクリーンセンターで取り扱っているかどうかについてはよく分かりません。

広報も兼ねて、ごみの分別や回収後の処理に関するテーマでコラムを掲載することもよいのではないかと思います。過去のコラムでは、ごみの収集については何回か取り上げられているものの、そこまで具体的な内容に踏み込んで掲載されていない印象です。

【事務局】 ごみの分別後、どのような形で処理されているかに焦点を当てて記事化してはどうかという趣旨と認識しました。過去の掲載状況を確認すると、平成30年11月15日号、資料中の302番「有害ごみの分別について」と、令和3年1月15日号、資料中の326番「ごみ収集事業の見直し実施の効果について」がごみ収集に関する記事に該当するかと思います。

ごみの分別に気を付けてください、という話であれば、それがその後どのような形で処理されているのか、あるいは環境負荷への側面から分別することでどのような影響があるかなど、ごみという非常に市民生活に根差したテーマかと思っておりますので、主管課に記事化できるような内容か確認したいと考えています。

【会長】 ほかにいかがですか。国勢調査が来年あるかと思っております。5年に一度行われますが、前回の令和2年度の実施結果と合わせてコラムにできないか考えたところでは。

統計調査では最も大きなものの一つであり、市の事業としても、先ほどの選挙と同様に、かなり長期にわたる大変な事業と認識しています。また、全ての市民に関わるものでもあります。ただ、コラムのテーマとしての切り口としてはあまりよいアイデアがありません。オンライン化が進む等の話もあるようですが、うまくテーマとして構成できないでしょうか。

【事務局】 国の基幹調査であり、非常に重要なものであるという認識はあります。ただ、掲載時期について、選挙事務と同様、事前に掲載するようであれば業務上のピークと重なる可能性があります。そのため、ピークの時期とは一定程度ずらせるような形か、又はピークの時期と重なっても取材対応できるという話であれば、コラムの掲載に関する問題はないものと思われそうです。

一方で、国勢調査という国の基幹調査の中でどれだけ市に裁量があるのか、コラムのテーマとして具体的に掲載内容をどのように膨らませていくこととなるかについては不透明な部分もあります。主管課として、実際の国政調査の事務処理上の調査方法の変遷や具体的なエピソード等を掲載できるということであれば、内容としても一定程度目は立つとも考えるところです。

いずれにしても、掲載テーマとしては行政に関わる内容であるため、ふさわしいものと考えています。

【会長】 ほかに何かテーマ案はありますか。

【委員】 水道水のPFASに関する問題はいかがでしょうか。CIMコラムにおいては、平成19年7月15日号で「水道事業 武蔵野のおいしい水をあなたに！」というテーマ

マで取り上げられています。PFASに関する具体的な取組に関するコラムを通じて、水道水に不安を感じている市民の方々に情報提供できることがあればよいと思いました。

【事務局】 PFASに関するCIMコラムの掲載は過去にはありません。委員おっしゃるとおり、市民にとって非常に大事なテーマだと思いますので、掲載のタイミング的にいつがよいのか検討する必要があります。

また、CIMコラムとしてではない形で、既に市報等で掲載しているかもしれませんが、複数回掲載してはいけないというルールはありませんので、他の分野に比べて掲載頻度が少ない環境分野のテーマであるという観点からも、主管課に掲載について打診してみたいと考えています。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 テーマとして具体的にどのように提案すればよいかわかりませんが、市の組織そのものではなく、外郭団体といわれる、市から補助金の交付を受けて活動している団体がいくつも存在していると思います。それについて、以前に何か取り上げられたようなことはあるのでしょうか。

個人的には、そのような団体に対するお金の流れや交付される補助金等がどのように決定されるのかについて気になっています。

【事務局】 本市においては、財政援助出資団体という言い方をしていますが、過去の掲載テーマ一覧において、「財政援助」で検索をかけると特に該当がなかったので、おそらく掲載したことはないと思います。

ご提案の趣旨は、特定の団体に関する記事というわけではなく、全体的な財政援助出資団体に対する支出に関する仕組がどのようになっているのかを掲載してはどうか、ということかと捉えました。

福祉公社、文化生涯学習事業団、給食・食育振興財団、シルバー人材センター等、色々な財政援助出資団体がありますので、財政援助出資団体に関する事務を所管している企画調整課が、市としてどのような体制で運用しているか等を含め、何か市民にお伝えできる情報があれば掲載テーマとして採用できるかと思います。

【委員】 よろしくお願ひします。

【会長】 ほかにございますか。今後もよいアイデア等がありましたら提案いただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、追加のテーマ案が色々と提案されましたので、事務局で調整し、できるだけ掲載できる方向で検討いただければと思います。

(4) 旧個人情報保護審議会諮問事項の報告について

[事務局より、令和4年度まで旧個人情報保護審議会の諮問事項であって、現情報公開・個人情報保護審議会に報告することとなっている事項に関する具体的な報告案件11件について報告を行った。その後、次のとおり質問があった。]

【会長】 事務局からの報告について、質問や意見はありますか。

【委員】 資料10-9の「SMS催告システムの導入」という件について、いくつか教えていただきたいと思います。

平成25年に既に自動音声での電話による催告のシステムが導入されており、今回新たにショートメッセージサービス（SMS）を使うということで伺いますが、活用することとなる電話番号は納税課で既に何らかの文書で取得されているものでしょうか。

2つ目に、個人情報保護法において、利用目的はあらかじめ定められるべきであり、また目的外利用は基本的には制限されていて、例外的な利用が許される場合がいくつか列挙されているという理解ですが、そのような観点から本件は問題がないのでしょうか。他自治体の状況等も併せて教えていただければと思います。

3つ目に、資料中の備考欄に、「今後、口座振替申込みの不備の通知等、他の業務での活用も検討する」とありますが、今後そのような活用をする際には、その都度この審議会に報告いただくということでよいのでしょうか。他の業務での活用に関して、例えば目的外利用の例外的な場合に該当するのであれば、その都度、例外的な取扱いについても公益性があるかどうかということとのバランスを考慮しなければならぬと思われまます。今回報告いただいた内容を基に、その他の全ての業務に個人情報を活用できるという考え方は妥当なのか疑問がありますので、そのことについてお伺いしたいです。

【事務局】 電話番号については、納税課において催告事務をするにあたり、納税義務者や滞納者の基本情報として把握していると認識しています。基本情報の利用目的の範囲内において、納付の実現の手段としてSMS催告システムを活用するという意味において、事務局としては目的内利用だと捉えています。

【委員】 そうすると、目的内利用であるという理解でよいということですね。承知しました。

【事務局】 2点目の他自治体の状況につきましては、資料を持ち合わせていないため、所管課に確認をした上で次回報告をさせていただきたいと思います。

3点目の備考欄の記載について、目的外利用に当たるかどうかについては、個人情報保護法上の非常に大事なポイントと捉えています。当然、今回の報告内容とは異なる運用をする場合については、情報公開担当としても確認をする必要があるという認識です。

一方で、旧保護審諮問事項実施報告書の今回の報告としては、新たな電子計算組織の結合の中での取扱いという観点で報告しているため、もちろんその中において記載されている内容とは別に、新たに結合する情報が増えるような場合には、今回子ども子育て支援課がぴったりサービスに申請項目を追加したような形での再度の報告書の提出をお願いする想定です。

目的外利用か利用目的の範囲内の利用かということについては、事前に今回の記載事項から読み取れる内容として、そもそもオンライン結合の可否以前に、個人情報保護法上の禁止事項に抵触しないかどうか情報公開担当として指摘や助言ができる部分があれば行っているところです。備考欄の内容についてもそのような認識で

対応していますが、改めて主管課に確認します。

【委員】 よくわかりました。最後に、おそらくショートメッセージサービスを利用される際には、個人情報記載がなく、一般的・抽象的なメッセージが送付されるだけだと思います。個人情報の安全管理措置に関して、「ア 運用上の対策」というところで、誤送付等の防止の観点から、そもそも電話番号に誤りがあると全く関係のない方に誤ったメッセージが送付されてしまうということがあると思いますので、複数の職員による確認をする等の対策を徹底する等していただくとよいと思います。

また、「入力情報の照合等」の項目で、電話番号データに誤りがないよう職員で確認を行うという記載がありますが、そのように実際の業務を遂行していただければと思います。

基本的には、個人の氏名や滞納額はショートメッセージには記載されないということでしょうか。

【事務局】 そのとおりです。あくまでSMSで送るのは、定型的な内容に過ぎません。実際のやり取りについては、メッセージを送信し、それに対する連絡を受けてから、個別にやり取りをするという運用となっています。

【委員】 承知しました。

【会長】 ほかの委員はいかがでしょう。よろしいですか。

[その後、事務局より、前回の審議会において委員から質問され、今回の審議会において回答することとなっていた、前回審議会資料10-2中の児童・生徒のアンケートの回答主体及び個人特定性について説明を行った。]

【会長】 それでは、以上をもちまして、「旧個人情報保護審議会諮問事項の報告について」を終了します。

(5) 個人情報事務ファイル簿の公表について

[事務局より、資料を基に、既に公表している個人情報ファイル簿に加えて、個人情報事務ファイル簿をインターネット上で公表していること、公表はシステムを用いて行っていること、今後は年1回を目安に公表内容を精査することについて説明を行った。]

(6) その他

[次回の開催日について、令和7年1月中旬から2月までを目途に開催することとし、メール等で改めて日程調整することとした（その後、令和7年3月7日（金）午後6時30分からハイブリッド形式で開催することとした。）。]

以上